

全員協議会会議録

1	開 会	2
2	座長選出	2
3	あいさつ	2
4	紹 介	3
	(1) 執行部職員等	3
	(2) 議員	3
5	協議事項	3
	(1) 令和5年度矢板市議会日程について	3
	(2) 議席（仮議席）の指定について	4
	(3) 議会の構成について	5
	① 議長、副議長の選挙について	5
	② 常任委員の選任について	5
	③ 議会運営委員の選任について	5
	④ 塩谷広域行政組合議会議員の選出について	5
	⑤ 各種委員等の選出について	5
	⑥ 特別委員会の設置について	5
	(4) 矢板市議会関係例規集及び先例集について	8
	(5) 議員報酬等について	8
	① 議員報酬の支給について	8
	② 研修積立金について	8
	③ 親睦会費の徴収について	8
	(6) 政務活動費について	9
	(7) 森林・林業活性化議員連盟について	10
	(8) 世話人の選出及び世話人会の開催について	10
6	その他	11
	(1) 新任議員の4月分報酬の支給について	11
	(2) 議員の昼食代金について	11
	(3) 春の交通安全運動周知の立哨について	11
	(4) その他	12
7	閉 会	13

日 時 令和5年5月2日(火) 午前10時00分～午前10時54分
場 所 第1委員会室

○ 出席者

【 議員 15 人 】

- ① 渡 邊 英 子
- ② 榑 真 衣 子
- ③ 森 島 武 芳
- ④ 齋 藤 典 子
- ⑤ 神 谷 靖
- ⑥ 石 塚 政 行
- ⑦ 掛 下 法 示
- ⑧ 宮 本 莊 山
- ⑨ 櫻 井 惠 二
- ⑩ 高 瀬 由 子
- ⑪ 関 由紀夫
- ⑫ 小 林 勇 治
- ⑬ 伊 藤 幹 夫
- ⑭ 佐 貫 薫
- ⑮ 石 井 侑 男

【 欠席議員 】

なし

【 説明員 】

- ① 市長 齋 藤 淳一郎
- ② 副市長 三堂地 陽 一
- ③ 教育長 塚 原 延 欣
- ④ 総合政策部長兼総合政策課長 和 田 理 男
- ⑤ 秘書広報課長 宮 本 典 子
- ⑥ 総務部長兼総務課長 高 橋 弘 一
- ⑦ 税務課長 佐 藤 裕 司
- ⑧ 健康福祉部長兼社会福祉課長 沼 野 晋 一
- ⑨ 高齢対策課長 加 藤 清 美
- ⑩ 子ども課長 高 橋 理 子
- ⑪ 健康増進課長 日賀野 真
- ⑫ 市民生活部長兼生活環境課長 山 口 武
- ⑬ 市民課長 高 久 聡 子
- ⑭ 経済部長兼農林課長兼農業委員会事務局長
村 上 治 良
- ⑮ 商工観光課長 小 林 徹
- ⑯ 建設部長兼建設課長 柳 田 豊
- ⑰ 都市整備課長 沼 野 英 美
- ⑱ 地籍調査課長 黒 田 禎
- ⑲ 会計管理者兼出納室長 丸 谷 久美子
- ⑳ 教育部長兼教育総務課長 細 川 智 弘
- ㉑ 教育監 小 原 智 江
- ㉒ 生涯学習課長 佐 藤 賢 一
- ㉓ 監査委員事務局長兼選挙管理委員会事務局長
柳 田 恭 子
- ㉔ 上下水道事務所長兼水道課長 齋 藤 正 樹
- ㉕ 下水道課長 江 連 康 一

【 議会事務局 】

- ① 事務局長 星 哲 也
- ② 局長補佐 矢 板 寿 江
- ③ 副主幹 粕 谷 嘉 彦
- ④ 副主幹 佐 藤 晶 昭
- ⑤ 副主幹 薄 井 勉

○事務局長（星哲也） おはようございます。私は、議会事務局長の星哲也と申します。

議員各位には何かとお忙しい中、御参集いただきましてありがとうございます。本日は、初議会の運営などについて御協議をしていただくためにお集まり願った次第であります。初議会では、正副議長の選挙、議会運営委員、常任委員ほか議会の構成などを決定することになります。

何とぞ、宜しく御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それから、ただいま通知しております、広報やいた6月1日号掲載予定の「新矢板市議会議員紹介」を御覧いただきたいと思っております。これは、過日の当選証書付与式の際にお願いした原稿を基に作成したものであります。御確認のうえ、訂正がある場合は、本日お帰りになるまでに事務局まで御連絡をお願いいたします。

1 開 会

○事務局長 それでは、ただいまから全員協議会を開会いたします。（10：00）
会議次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

2 座長選出

○事務局長 議長がまだ決まっていますので、会議を進める上で座長が必要でありますので、これより座長の選出を行います。

選出については、どのような方法で行いますか、お諮りいたします。

（事務局長一任）

ありがとうございます。それでは、座長は改選直前の議長が務めていたが、前議長が退任したときは前副議長が、前議長も前副議長も退任したときは前々議長をお願いしていた経緯がございます。

つきましては、ただいまの佐貫黨議員の発言どおり決定することで、前々議長の石井侑男議員をお願いしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

それでは、前々議長の石井侑男議員御移動をお願い致します。

（石井議員、座長席へ移動）

○座長（石井侑男） 石井侑男でございます。

座長を務めさせていただきますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、会議次第に沿って会議を進めてまいります。

初めに、市長から御挨拶をいただきます。

3 あいさつ

○市長（齋藤淳一郎） 全員協議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げ

ます。

議員各位におかれましては、先の選挙におきまして、栄えある御当選をされまして、誠におめでとうございます。

本市を取り巻く状況は、人口減少、少子高齢化の影響による社会保障関係経費の増加が見込まれるほか、老朽化した公共施設・インフラの整備など、投資的経費の増加、維持補修費の高止まりなど、依然として柔軟性を欠いた財政運営が続いております。

このような中、令和5年度は、「矢板市総合計画」及び「矢板市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を一体的に策定した、「やいた創生未来プラン」に基づき、人口増加に向けた取組、DX（デジタルトランスフォーメーション）、GX（グリーントランスフォーメーション）の推進について重点的に取り組んでいるところでございます。

議員各位には、今後とも何かとお世話になりますが、市政運営につきまして御理解と御指導賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いをいたします。

4 紹介

(1) 執行部職員等

○座長 次に、出席者の紹介を行います。

市長からは御挨拶をいただきましたので、副市長から順に自己紹介をお願いいたします。

(副市長、教育長、以下建制順に、総務課相馬課長補佐まで自己紹介)。

(2) 議員

○座長 次に、議員各位から着席順に自己紹介をお願いいたします。

(座長席の右側の1期議員から反時計回りで自己紹介)

○座長 次に、協議事項に入りますが、内容が全て議会内部のことですので、執行部の皆様方はどうぞ御退席ください。

(執行部退席)

5 協議事項

(1) 令和5年度矢板市議会日程について

○座長 事務局長の説明を求めます。

○事務局長 着座にて説明いたします。

では、お手元の「令和5年度矢板市議会日程表」を御覧ください。これは昨年度中に議会運営委員会及び全員協議会において了承されたものでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

それでは、日程表を御覧ください。カレンダーの下に凡例がありますので、お分かりになるかと思いますが、黄色が全員協議会、オレンジ色が定例会議又は随時会議、緑色は一般質問聴取、水色は議会運営委員会であります。

5月で説明いたしますと、本日、全員協議会を開催しているところであります。本日は黄色の塗りつぶしのみの表示となっておりますが、議運と同様の性格を持つ世話人会を予定しております。このことについては後ほど説明いたします。11日も2回目の世話人会があります。18日は随時会議を予定します。後は18日の随時会議で、議会の構成が決まることとなります。日程表には記載がありませんが、22日は新任議員研修会を予定しております。31日には、6月定例会議における一般質問の聴き取りを予定しております。以下、凡例のとおりでございます。

なお、この年間スケジュールはやむを得ない事情により変更となる場合はその都度お知らせいたしますので、あらかじめ御了承願います。

以上です。

○座長 説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、御意見、御質問等ございましたら発言願います。

(なし)

○座長 ないようですので、次に進みます。

(2) 議席（仮議席）の指定について

○座長 事務局長の説明を求めます。

○事務局長 御説明いたします。

議員の議席は、矢板市議会会議規則第4条の規定により、一般選挙後、最初の会議において議長が定めることになっております。

一般選挙後最初の会議は、5月18日に予定しています随時会議であります。議長はまだ決まっておられませんので、議長選挙後、議長が議席の指定を行うこととなります。したがって、議長選挙前までは、臨時議長が仮議席の指定を行うこととなります。

この仮議席は、本会議において議長が議席の指定を行うまでの仮の議席となりますが、議長が決まり、議長が指定したときから本来の議席になるものであります。本会議の議事運営を円滑に進めるため、あらかじめ仮議席を決めておいていただきたいというものであります。

これまでの例によりますと、議席は1番から15番までありまして、当選回数

の若い順に1番から順に議席に着くこととし、同じ当選回数議員がいた場合は、その議員の中で抽選又は話し合いにより決定してきたものであります。

今回も同じ方法でよいか、御協議願います。

○座長 説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、御意見、御質問等がありましたら発言願います。

(なし)

○座長 ないようですので、そのように進めてまいります。

これより抽選を行います。

(1期、2期、3期、4期の議員が年齢の高い順から抽選し仮議席へ移動)

○座長 抽選が終わりましたので、事務局長から発表をお願いいたします。

○事務局長 抽選の結果を発表させていただきます。

仮議席番号1番 渡邊英子議員、2番 榊真衣子議員、3番 森島武芳議員、4番 齋藤典子議員、5番 神谷靖議員、6番 石塚政行議員、7番 掛下法示議員、8番 宮本莊山議員、9番 櫻井恵二議員、10番 高瀬由子議員、11番 関由紀夫議員、12番 小林勇治議員、13番 伊藤幹夫議員、14番 佐貫薫議員、15番 石井侑男議員。以上でございます。

仮議席番号の席にお座りでしょうか。

なお、この議席番号につきましては、本会議において議長が議員を呼称する際に併せて便宜的に使用するものでありまして、対外的には何ら拘束されるものではありませんので、申し添えさせていただきます。

○座長 ただいま事務局長から発表のありました仮議席が、本会議において議長から指定される議席となりますので、御了承願います。

(3) 議会の構成について

-
- ① 議長、副議長の選挙について
 - ② 常任委員の選任について
 - ③ 議会運営委員の選任について
 - ④ 塩谷広域行政組合議会議員の選出について
 - ⑤ 各種委員等の選出について
 - ⑥ 特別委員会の設置について
-

○座長 事務局長の一括説明を求めます。

○事務局長 説明いたします。

①議長、副議長の選挙については、地方自治法第103条の規定より、議会は議員の中から議長1人、副議長1人を選挙しなければならないこととなっております。また、一般選挙後初めての議会において議長、副議長の選挙は、ほかの全ての案件に先行して選出しなければならないこととされております。また、地方自

治法第 107 条の規定により、議長及び副議長がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなります。

次に、選挙の方法について御説明します。選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 1 項の規定による投票による方法と同条第 2 項の規定による指名推選による方法の二通りがございます。指名推選によって当選人を決定できる場合は、指名推選によることに異議がなく、さらに被指名人を当選人とすることに異議がない場合に限られております。指名推選によらないこととなったときは、投票により当選人を決定することとなります。投票による方法の場合は、公職選挙法の規定の一部を準用することとなります。準用とは、単記無記名、点字投票、代理投票、無効票、最低得票数は 4 分の 1 の部分でございます。

なお、正副議長選挙に係る所信表明を希望される議員は、本日配布した発言通告書（所信表明用）、こちらを 5 月 17 日午後 5 時までに提出くださるようお願いいたします。

続きまして、②常任委員の選任について御説明いたします。地方自治法第 109 条の規定に基づき、矢板市議会委員会条例第 2 条において、総務常任委員会、教育福祉産業常任委員会及び予算決算常任委員会の 3 委員会が設置されております。定数は総務常任委員会が 8 人、教育福祉産業常任委員会が 7 人、予算決算常任委員会は 15 人全員となり、任期は 2 年であります。議員は、予算決算常任委員会に加え、総務常任委員会又は教育福祉産業常任委員会、いずれかの委員会に属することとなります。

選任方法は、事前に各議員から所属したい常任委員会の希望をとりまして、議長が調整のうえ指名する予定でございます。これまでこの方法で決定しておりますので、御理解を賜りたいと存じます。それでは、お手元に常任委員会希望届を配布させていただきましたので、本日お帰りまでに事務局へ届けてくださるようお願いいたします。常任委員の選任につきましては、常任委員会希望届を参考にして、議長が会議に諮って指名することとなります。なお、希望が重複するなどして、希望どおりにならない場合がございます。そのときは議長が調整いたしますので御了承願います。

次に、③議会運営委員の選任について御説明いたします。地方自治法第 109 条の規定に基づき、矢板市議会委員会条例第 3 条の 3 において、議会運営委員会が設置されております。定数は 6 人で、任期は 2 年となっております。議会運営委員会は、地方自治法第 109 条第 3 項の規定により第 1 号 議会の運営に関する事項、第 2 号 議会の会議規則、委員会条例等に関する事項、第 3 号 議長の諮問に関する事項の 3 項目について調査、審査する委員会であります。

選任方法は、各常任委員会から選出された委員 3 名、計 6 名によって構成することとなっております。御理解を賜りたいと存じます。議会運営委員の選任につ

きましては、各常任委員会から選出された委員 6 名を、議長が会議に諮って指名することになります。

次に、④塩谷広域行政組合議会議員の選出について御説明いたします。塩谷広域行政組合は、地方自治法第 284 条第 2 項に基づく一部事務組合であります。共同処理する事務の主なものは、消防に関する事務、火葬場の設置及び運営に関する事務、ごみ処理施設とし尿処理施設の設置及び運営に関する事務などです。構成市町は、矢板市、さくら市、高根沢町、塩谷町の 2 市 2 町の 4 団体となります。組合議会の議員定数は、規約第 5 条の規定により 18 人であり、矢板市とさくら市が各 5 名、塩谷町と高根沢町が各 4 名を選出することになっております。したがって、組合議会の議員 5 人の選出をお願いするものであります。

次に、⑤各種委員等の選出について御説明いたします。市当局等から議会に対し都市計画審議会委員 3 名、国民健康保険運営協議会委員 2 名、社会教育委員 1 名、環境審議会委員 1 名の推薦依頼が届いておりますので、その選出についてお願いするものであります。

次に、⑥特別委員会の設置について御説明いたします。これまで、設置されていた任意の特別委員会は、議会改革推進特別委員会、議会広報広聴委員会、議会報告会運営委員会の 3 委員会です。議会改革推進特別委員会は、これまでは、本会議及び全員協議会の庁舎内の中継放送や本会議の録画配信、タブレット導入、政務活動費の完全公開及び事後交付制度の導入など多くの実績を上げており、昨年度は通年議会の導入を実施し、開かれた議会、市民に信頼される議会など議会改革の推進に大きな成果を上げてきた委員会と捉えています。議会広報広聴委員会は、議会に対する意見、要望等に応答することや、議会だよりの編集作業を担う委員会であり、非常に重要な委員会となっております。また、議会報告会運営委員会は、基本条例第 6 条の規定により行うことになっている議会報告会について、運営協議する場となっております。これらの 3 委員会は、引き続き設置するかどうか、御協議をお願いします。設置することとなった場合は、5 月 18 日に設置していただきたいと考えております。つきましては、この後説明いたします世話人会において事前の協議を進め、その協議結果を皆様にお諮りして、全体の合意形成を図ってまいりたいと思っておりますが、それによろしいか、御協議をお願いいたします。

○座長 説明は終わりました。

まず、①から⑤までについて、御質疑等はございませんか。

(なし)

○座長 ないようですので、次に進みます。

次に、⑥の特別委員会の設置について、御意見等はございませんか。

(なし)

○座長 ないようですので、事務局長説明のとおり、進めさせていただきます。

(4) 矢板市議会関係例規集及び先例集について

○座長 事務局長の説明を求めます。

○事務局長 説明いたします。

お手元の資料、例規集のほうが出ていると思いますが、こちら、議員のフォルダから議会図書室を見ていただくと、例規集及び先例集が出てくるかと思います。まずは、例規集のほうから御説明をいたします。

議会に関する条例等は、議会基本条例をはじめとする本市議会に関する諸規定であります。これらの規定は、市議会の公正と効率性を確保するためのものであります。これらの条例、規則等に沿って、本会議や委員会が運営されておりますので、後ほど御覧いただきたいと存じます。今、開いている目次で条例等の名称をタップすると内容が見られるようになっております。

次に、戻っていただいて、矢板市議会先例集を御覧ください。これは、議会運営における申合せや慣例をまとめたものであります。これは、地方自治法や議会関係の条例等で規定されていない部分について、議会運営上のこれまでの実例をまとめたものであります。先例は、法令とは異なり、形式的にはこれを守る義務はないと解されます。しかし、先例は議会の自律権に基づく慣行と解されており、法令を補完するものであります。議会運営の参考としているものであります。状況に応じて見直すことは必要であると考えます。

大変雑駁ではありますが、以上が、例規集と先例集の説明となります。本日は、一つひとつの条例、規則等の説明は、省略させていただきますが、後ほど御覧いただいて不明な点があれば事務局までお尋ねいただきたいと思います。また、改正等があった場合には、随時内容の更新を行っていきますので、どうぞ御活用いただきたいと思います。これらの議会関係の規定のほか、市全体の例規は、市のホームページから御覧いただけます。ホームページは、タブレットから閲覧することができますことを申し添えます。

○座長 説明は終わりました。条文の解釈等につきましては、必要があれば事務局に御確認願います。

(5) 議員報酬等について

- ① 議員報酬の支給について
 - ② 研修積立金について
 - ③ 親睦会費の徴収について
-

○座長 ①から③については関連がありますので、一括説明を求めます。

○事務局長 では①議員報酬の支給について御説明いたします。

初めに議員報酬につきましては議長が月額 44 万円、副議長が月額 35 万 5,000 円、議員が月額 32 万 5,000 円となっております。こちらいろいろなものを差し引く前の金額でございます。

次に②研修積立金について御説明いたします。各議員が先進地に出向いて、行政視察研修などを行う場合は、公費で旅費が支給されますが、公費を上回った場合は個人の負担となります。そのために、報酬から毎月 5,000 円を差し引いて積み立てておくというものでありますので、御理解を賜りたいと存じます。なお、新任議員の皆様については、ほかの議員と足並みをそろえるために 5 月分の報酬において、さらに 2 万円の御負担をお願いいたします。

次に、親睦会費の徴収について御説明申し上げます。親睦会費は向こう 4 年間、議会の際の議員控室でのお茶代、懇親会費等、いろいろな支出がございます。その都度徴収を行っておりますは、議員各位にその都度お手を煩わすこととなりますので、あらかじめ議員報酬から毎月 5,000 円を差し引かせていただきたいと思いますので、どうぞ御理解を賜りたいと存じます。

なお、新人議員の皆様については、ほかの議員と足並みをそろえるために、行政視察研修と同様に 5 月分の報酬において、さらに 1 万円の御負担をお願いいたします。

以上です。

○座長 説明は終わりました。御意見、御質問等ありましたら御発言願います。

(なし)

○座長 ないようですので、事務局長説明のとおりとさせていただきます。

(6) 政務活動費について

○座長 事務局の説明を求めます。

○事務局長 説明いたします。

政務活動費については、月額 2 万円で年間 24 万円を交付されております。改選により、任期は 4 月 30 日から始まりますので、5 月からの交付となり、今年度は 5 月から来年の 3 月までの 11 か月分、22 万円となります。

政務活動費の交付の流れを簡単に申し上げますと、年度当初に交付申請をし、半期ごとに実績報告、その実績報告に応じて、交付額の確定を受けてから交付請求し交付となります。

ただいま申し上げましたとおり、政務活動費は実績に応じて交付することになりますので、一度、立替をお願いすることになりますので、御了承いただきたいと思います。

早速、政務活動費の交付申請をしていただくこととなります。お手元に政務活動費交付申請書を配布しておりましたので、本日お帰りになるまでに氏名御記入

の上、事務局へ提出くださるようお願いいたします。

○座長 説明は終わりました。

政務活動費の交付申請書関係の提出につきましては、期限厳守をお願いいたします。

(7) 森林・林業活性化議員連盟について

○座長 事務局の説明を求めます。

○事務局長 御説明いたします。

森林・林業活性化議員連盟については、お手元の会則を御覧ください。森林が持つ公益的機能を重視しつつ、自然環境としての森林の増強と、林業・木材産業の活性化を図ることを目的として、平成5年5月に全議員をもって設置したものであります。

現在は組織として残っていますが、活動は休止しております。現状のまま休止をしてよろしいか、御協議願います。

○座長 説明は終わりました。

今後の運営等について、いかがいたしますか、御協議願います。

(なし)

○座長 御意見、御質問ないようですので、今後の運営につきましては、事務局の説明のとおり、決定してよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○座長 そのようにさせていただきます。

(8) 世話人の選出及び世話人会の開催について

○座長 事務局の説明を求めます。

○事務局長 御説明いたします。

議会運営委員会の役割につきましては、先ほど説明したとおりですが、現在は議会の構成が決まっておりませんので、随時会議を開くために、議会運営委員会の役割を果たす組織が必要となってきます。したがって、議会運営委員会が構成されるまでの間、随時会議を運営するために必要な事項を協議していただくために世話人を選出していただくものであります。これまでの例によりますと、正副議長及び議運長の経験者、年長者の議員にお願いしてきた経緯があるのですが、それですと3人と少ないため、今回は副議運長経験者も入れて6人としたいと考えております。

御協議願います。

○座長 説明は終わりました。世話人の選出については、事務局長説明のとおりでよろしいか、お諮りいたします。

(「異議なし」という者あり)

○座長 ありがとうございます。御異議なしと認めます。

したがって、事務局長説明のとおりといたします。

それでは、世話人を事務局長から発表させます。

○事務局長 それでは仮議席の若い順に発表させていただきます。

5番 神谷靖議員、11番 関由紀夫議員、12番 小林勇治議員、13番伊藤幹夫議員、14番 佐貫薫議員、15番 石井侑男議員、以上であります。

○座長 世話人につきましては、ただいまの事務局長発表のとおり決定いたします。

6 その他

(1) 新任議員の4月分報酬の支給について

(2) 議員の昼食代金について

(3) 春の交通安全運動周知の立哨について

○座長 事務局長の一括説明を求めます。

○事務局長 まず、(1) 新任議員の4月分報酬の支給について御説明いたします。

議員の報酬は、矢板市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例に定まっております。任期が開始する4月30日から支給されることとなります。したがって、4月は、日割り計算で1日分の報酬が支給されます。

続いて、(2)議員の昼食代金についてであります。今後の議会等において、昼食のお弁当などを注文される方は、その都度の支払いでは、議員と事務局で混乱をいたしますので、当初に議員報酬から1万円をお預かりしまして、そこから順次支払い、不足しましたらまたお預かりするという方法をとりたいと思いますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、(3)春の交通安全運動周知の立哨についてであります。例年ですと春の交通安全運動は4月上旬に全国一斉に行われたところですが、今年は統一地方選挙の年であることから、5月11日から20日までの10日間に行われます。この運動期間中、本市では春の交通安全市民総ぐるみ運動と銘打ちまして、議員の皆様にも主要交差点と一緒に御協力をお願いしております。立哨場所は別紙のとおり割り振りをさせていただきましたので、よろしく御協力をお願いいたします。日時等は記載のとおりでございます。立哨場所についても春の交通安全立哨位置図を御覧ください。御利用いただける駐車場につきましても記載しておりますので、時間に間に合うよう、直接、立哨場所へ行っていただきたいと思います。

以上です。

○座長 よろしいでしょうか。御協力よろしく申し上げます。

(4) その他

○座長 事務局長から説明をお願いします。

○事務局長 8件よろしくをお願いします。

まず、文化財愛護協会の加入についてでございます。引き続き継続加入をお願いしたいと存じます。なお、議員在職中は加入していただくことをしておりまして、会費は文化財愛護協会の協会は1人、年会費1,500円となっております。会費は報酬ではなくて親睦会費のほうから差し引かせていただきたいと思いますので、御了解いただきたいと思います。

次に、議員のロッカーについてでございます。議員控え室のロッカーに仮議席番号を添付しておきましたので、その番号のロッカーをお使いくださるようお願いいたします。

次に、新人議員研修についてでございます。新人議員研修会を5月22日午前10時から、初めて議員になられた方は必ず御出席くださいますよう、御案内いたします。

次に、市内小中学校の運動会については、資料を御覧ください。各小中学校の運動会の開催について通知がありましたので、御連絡申し上げます。記載のとおりでございます。

次に、出退揭示盤でございます。出退揭示盤について、議員におかれましては議会関係で市役所に来られた場合には、議長室入口付近にタブレットの出退揭示盤がございますので、御自分の氏名をタップしていただいて、点灯していただきますようお願いいたします。また、揭示盤の上に当日の予定が貼り出されておりますので、御確認願います。

そしてお帰りの際には、出退揭示盤をもう一度タップして、消灯をしていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

次に、記章の着用については、当選証書付与式の際にも申し上げましたが、議会関係の会議につきましては、上着着用時は必ず記章を左胸につけて、会場に入られますようお願いいたします。もし、お忘れになった場合には、事務局に予備がございますので、貸出しが可能です。

最後になりますが、こちらタブレットの電子表決システムの設定を行いますので、お使いのタブレットをこちらに置いたまま、世話人の皆様は第2委員会室へ、新人の議員さんはそのままお待ちいただいて、それ以外の議員さん新任ではなく、世話人会のメンバーでもない方につきましては、議員控室でお待ちいただきますようお願いいたします。

それから念のために、もう一度ということでお伝えしたいのですが、常任委員会の希望届と、政務活動費交付申請書、こちらについては今日中にお出しいただければと思います。

以上です。

○座長 説明は終わりました。御質疑等ございませんか。

(なし)

○座長 なければ、事務局長説明のとおりお願いいたします。

以上で予定しました議題は全て終了いたしました。この際ほかに何かあれば御発言願います。

(なし)

7 閉 会

○座長 以上をもちまして、本日の全員協議会を閉会いたします。(10:54)

令和 年 月 日

座長